

福祉資金 福祉費⑩ 転宅費・小規模改修費等

▶ 住居の移転等、給排水設備等に必要な経費

1. 貸付対象となる資金使途

- ・ 運送費、住宅の敷金、礼金、前家賃など、転宅に際し必要な経費
- ・ 契約更新に必要な費用
- ・ 日常生活の便宜上、階段の構造の整備、水道・下水・排水路等の整備など小規模な住居等の改修整備費用
- ・ 電気・冷暖房設備などの費用

2. 貸付条件

貸付限度額	償還期間	据置期間	連帯保証人	貸付利子
500,000 円	3 年以内	6 ヶ月以内 (送金月の翌月から起算)	原則 1 名	無利子 (連帯保証人がいない 場合は年 1.5%)

3. 申込みに必要な書類

<input checked="" type="checkbox"/>	書類	備考
	生活福祉資金借入申込書	(所定の様式)
	世帯全員の住民票	3 ヶ月以内に発行されたもの(※1)
	世帯で収入のある者全員の所得証明書	前年の所得が確認でき、3 ヶ月以内に発行されたもの(※2)
	障害者手帳の写し 及び 障害年金額の分かるもの	障害者世帯の場合のみ ※障害者手帳がない場合は、障害福祉サービスの利用状況等の分かるもの
	介護保険証の写し	高齢者世帯の場合のみ
	証明書	・ 転宅費の場合： 業者の見積書、賃貸借契約書等経費の内訳のわかる書類
	かかる経費のわかる見積書等	
	連帯保証人の所得証明書	前年の所得が確認でき、3 ヶ月以内に発行されたもの(※2)

※貸付審査に際し、必要に応じて上記以外にも追加書類の提出を求めることがあります。

※1 外国人の方は、「在留資格」、「在留期間」、「在留期間満了の日」が確認できるもの。

※2 自営業の場合、確定申告書の写しも添付。また勤続年数が短い等の場合、直近3ヶ月の給与明細等の写しも添付。